

京都大学薬学部規程

[昭和35年4月12日達示第9号制定]

第1 学 科

第1条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。

薬科学科

薬学科

2 学生の前項の学科への配属の決定は、教授会で行う。

第2 入 学

第2条 入学者の選抜方法は、教授会で定める。

2 京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下「通則」という。)第4条第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。

第3条 入学候補者の決定は、教授会で行う。

第3 修 学

第4条 授業は、学部科目及び全学共通科目を必修科目及び選択科目に分けて行う。

第5条 学部科目の単位数、配当及び授業時間数は、教授会で定める。

第6条 全学共通科目の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。

第6条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、教授会で定める。

第7条 通則第19条の規定により他学部の科目を履修しようとする者は、学年の初め又は学期の初めに学部長に願い出て、当該学部の学部長の許可を受けるものとする。

第8条 通則第20条第1項の規定により他の大学又は短期大学の科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第9条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第9条の2 通則第20条第3項の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第10条 修学期間は、薬科学科にあつては4年、薬学科にあつては6年とする。

第4 試 験

第11条 学部科目の試験の期日及び方法は、教授会で定める。

第12条 全学共通科目の試験については、別に定めるところによる。

第5 学士の学位授与

第13条 薬科学科にあつては4年以上、薬学科にあつては6年以上在学し、学部の定めるところにより、薬科学科にあつては142単位以上、薬学科にあつては196単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とする。

2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することができる。

(1) 第7条から第9条までの規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数

(2) 第9条の2の規定により外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位数

(3) 通則第21条第1項の規定により短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数

(4) 通則第22条第1項の規定により本学に入学する前に大学又は短期大学において履修し修得した単位数(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む)

む。)

(5) 通則第22条第2項の規定により本学に入学する前に行つた短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数

3 第16条の規定により本学他学部又は他大学から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第1項の単位数に通算することがある。

4 第2項第4号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第1項の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を第10条の修学期間に通算することがある。

第14条 学士試験に合格した者には、通則第54条に定める学士の学位を授与する。

第6 在 学

第15条 在学は、薬科学科にあつては8年、薬学科にあつては10年を超えることができない。

第7 転学及び転科

第16条 本学他学部学生若しくは他大学の学生で本学部に転学を志望する者又は本学部学生で転科若しくは他学部に転学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第8 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

第17条 通則第61条第1項の規定により科目等履修生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第18条 特定の科目につき、聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取扱いその他については、別に定める。

第19条 通則第63条第1項の規定により特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第9 研 究 生

第20条 薬学に関する特定事項の研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

第21条 研究生として入学することのできる者は、京都大学研究生規程(昭和50年達示第37号)第2条第1号に規定する者のほか、薬剤師の免許証を有する者又はその資格がある者とする。

第22条 研究生の在学期間は、1年以内とする。

2 在学期間満了後更に研究を継続したい者には、その願い出により教授会の議を経て、そのつど1年以内を限り、在学期間の延長を許可することがある。

3 在学期間は、通算7年を超えることができない。

第23条 前2条に規定するもののほか、研究生の取扱いその他については、京都大学研究生規程による。

附 則

1 この規程は、昭和35年4月12日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

2 昭和35年3月31日現在医学部薬学科に在学する学生、聴講生又は研究生は、別段の定めをしない限り、昭和35年4月1日付で、薬学部薬学科の学生、聴講生又は研究生として転学させるものとする。

3 前項の規定により薬学部薬学科に転学されたものについては、医学部薬学科における在学年限は、薬学部薬学科における在学年限とみなし、医学部薬学科において履修した科目の単位は、薬学部薬学科において履修したものとみなす。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第13条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 26 日から施行し、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 13 条 1 項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

京都大学薬学部における履修登録単位数の上限に関する内規

(令和元年12月12日教授会決定)

(趣旨)

第1条 本内規は、京都大学薬学部規程（昭和35年達示第9号）第6条の2の規定に基づき、薬学部（以下「本学部」という。）において学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限（以下「上限単位数」という。）に関し、必要な事項を定める。

(上限単位数)

第2条 上限単位数は、30単位とする。

(通年開講科目の取扱い)

第3条 通年開講科目については、その単位数の2分の1を1学期分の単位として扱い、当該学期の履修登録単位数を計算する。

(上限単位数の特例)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、第2条に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

- (1) 本学部に転学した者
- (2) 本学部において転科した者
- (3) 特に優秀な学習成果をあげたと本学部の長が認めた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、本学部の長が認めた者

(対象科目)

第5条 上限単位数の対象となる授業科目は、卒業要件に算入することができるすべての授業科目（別表に定める授業科目を除く。）とする。

(その他)

第6条 この内規に定めるもののほか、上限単位数に関し必要な事項は、薬学部教授会が定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に本学部に入学者を対象としたカリキュラムが適用される学部学生から適用する。

別表

対象外科目
早期専門研究体験（集中科目）
医薬品開発プロジェクト演習 1（集中科目）
医薬品開発プロジェクト演習 2（集中科目）
薬局実務実習（集中科目、薬学科のみ）
病院実務実習（集中科目、薬学科のみ）
その他授業期間外に行われる集中形式で実施する科目

◆履修登録上限単位数の特例措置申立について

令和2年4月1日以降入学者を対象としたカリキュラムが適用される学部学生について、1学期間に履修科目として登録することができる単位数に上限（以下「上限単位数」という。）を設ける制度（「CAP 制度」と言います）を導入しました。これは、単位制度の実質化の観点から、学生が各年次にわたってバランスよく科目を履修することによって、必要な授業時間外学修時間を確保し、学修を深めることを目的としています。

そのうえで、上限単位数を超える履修科目の登録を希望する者について、特例措置申立を受け付けますので、申立希望者は所定の期間内に教務掛で手続きをしてください。

1. 特例措置申立の受付対象となるもの

①対象者

令和2年4月1日以降入学者を対象としたカリキュラムが適用され、次のいずれかに該当する者

- 本学部に転学した者
- 本学部において転科した者
- 特に優秀な学修成果をあげたと本学部の長が認めた者
※学生表彰（京都大学総長賞、その他学術学会等からの表彰）を受けた者又は直前の学期のGPAが3.6以上の者など
- 上記のほか申立理由を本学部の長が認めた者
※海外留学など

②上限単位数

上限単位数の対象となる授業科目は、卒業要件に算入することができるすべての授業科目が対象となり、1学期30単位です。ただし、早期専門研究体験、医薬品開発プロジェクト演習1・2、薬局実務実習、病院実務実習、臨床薬学総論は対象外です。

※通年開講科目については、その単位数の2分の1を1学期分の単位数として扱い、当該学期の履修登録単位数を計算します。

申立の受付対象となるのは、この上限単位数（1学期30単位）を超えて履修登録を希望する授業科目です。